

月日	事項
1/29	研究成果の報道発表
2/13	疑義に関する相談があったことから、理研が予備調査を開始
2/18	調査委員会を設置し、本調査を開始
3/13	調査委員会から理研へ中間報告の報告（翌日公表）
3/31	調査委員会から理研へ調査結果の報告（翌日公表） （6つの疑義のうち2つの疑義について研究不正があったと認定）
4/1	「研究不正再発防止について」を発表 STAP現象の検証計画を開始
4/4	理事長を本部長とする研究不正再発防止改革推進本部を設置 有識者による研究不正再発防止のための改革委員会を設置
4/7	STAP現象の検証計画の詳細を公表
4/8	調査結果に対する不服申立てを受付（4/20、5/4に理由補充書を受付）
5/7	調査委員会から理研へ、不服申立てに対して再調査を行わないという審査結果の報告（翌日公表）

社会的関心が高いことを踏まえて、調査を迅速に進めるとともに、規程が想定していない中間報告を実施。